

障害年金の初診日の認定に関する事例集

平成 27 年 9 月

日本年金機構

給付企画部

## 1. 初診日について

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日とします。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
- (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- (3) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- (4) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
- (5) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- (6) 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
- (7) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- (8) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日
- (9) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日

(注) 過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみます。

## 2. 初診日の認定に用いた資料の事例について

障害年金は、初診日において被保険者であること、また、保険料納付要件を満たしている必要があることから、初診日の判断を適正に行う必要があります。このため、障害年金を請求するに当たっては、初診日を明らかにすることができる書類として、原則として、医療機関による証明（以下「医証」という。）を求めることとなります。

しかしながら、初診日から長期間を経て請求する際などには、カルテの保存期間（5年間）の経過や医療機関の廃院等により、初めて受診した医療機関の医証が得られないことがあります。

このような場合には、申請者の状況に応じ、幅広い資料を参照しながら、客観的に初診日を判断することとなります。

具体的には以下の資料を参照します。なお、資料の解説でお示ししている事例は、過去、初診日の認定に用いた資料の事例をもとに、新基準にあわせた内容としています。

	資料	資料の解説
1	2番目以降に診療を受けた医療機関の医証	4ページ
2	紹介状（診療情報提供書）	7ページ
3	身体障害者手帳等の申請時の診断書	8ページ
4	身体障害者手帳等	9ページ
5	医療機関の受付簿等	10ページ
6	医療機関発行の診察券	11ページ
7	20歳前の受診が確認できる場合	14ページ
8	その他	16ページ

### 3. 新基準による初診日の認定に用いる資料等の事例について

新基準により初診日を認定する際は、第三者証明や診察券など本人申立て初診日について参考となる資料を確認して初診日を認定します。

また、初診日が特定できなくとも病歴や就労状況、第三者証明等、医学的な見地から一定の期間内に傷病の初診日があることを推定するとともに、保険料納付要件などを考慮し、本人申立て日を初診日として認定できるか判断することになります。

具体的には以下の場合を想定します。事項の解説でお示ししている事例は、新基準で示された新たな取扱いの審査のポイントを想定した内容としています。

	事項	事項の解説
1	第三者証明書（20歳以降に初診日がある場合）	19 ページ
2	第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）	22 ページ
3	一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合	25 ページ
4	一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合	29 ページ

#### 4. 資料の種類及び考慮すべき事項の解説とその例示

資料の種類 1	2番目以降に診療を受けた医療機関の医証
---------	---------------------

##### (1) 資料解説

医証とは、診断書や受診状況等証明書など、医療機関の証明がある書類のことで、日本年金機構が定める様式以外の診断書も医証に含まれます。

請求傷病の初診日の判定には、原則、初診時に受診した医療機関による初診日が明記された医証が必要ですが、法律で定める診療録の保存期間は5年であるため、5年以上前に受診した医療機関の医証は取得できない場合があります。また、医療機関の廃院等によっても医証が取得できない場合があります。

このため、2番目以降に受診した医療機関の医証に、初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

##### (2) 初診日を認めるポイント

- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前である場合、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前でないが相当程度前である場合は、請求者の申立て以外の記録を根拠とした参考資料との組み合わせ初診日が合理的に推定できる場合は、初診日を認めることができます。
- ・ 医証には、傷病の発病やその医療機関以前の受診（初診）についての日付や時期に関する事項が、当時のカルテ等に基づいて記載されています。医証の記載から確認できる初診に関する情報（日付、時期、診療内容や検査数値等）が、医学的に妥当であるかどうか確認してください。

##### (3) 注意事項

- ・ 初診日について年月まで特定できるが、日が不明である場合は、当該月の月末を初診日とします。ただし、当該月内に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入している場合については、当該月の月末を初診日とはしません。
- ・ 医証に「〇年ごろ」のように年までしか記載されていない場合、当該医証のみで請求者申立ての初診日を認めることはできません。ただし、「〇年の春頃」のように季節まで記載されている場合は、以下の日付を初診日として認めることができます。
  - ・ 冬：2月末日
  - ・ 春：5月末日
  - ・ 夏：8月末日
  - ・ 秋：11月末日

事 例 1	<p>(概要)</p> <p>請求：平成 27 年 10 月</p> <p>請求傷病：慢性関節リウマチ</p> <p>申立て初診日：平成 7 年 5 月頃</p>
	<p>(判定)</p> <p>2 番目に受診した平成 14 年 5 月 15 日初診の A 医療機関の受診状況等証明書に「H 7 年 5 月より他院へ通院」との記載があり、平成 7 年 5 月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成 7 年 5 月頃）を認め、月末の平成 7 年 5 月 31 日を初診日として認定した。</p>
	<p>(ポイント)</p> <p>医証から初診が年月まで特定できた事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「H7 年 5 月より他院へ通院」との記載は、下記①、②により平成 7 年 5 月に受診（初診）があったと判断しています。</li> <li>① A 医療機関の初診日（平成 14 年 5 月 15 日）に本人が申立てしたものである</li> <li>② 記載根拠（診療録等）が障害年金の請求日の 5 年以上前である</li> <li>・平成 7 年 5 月は全期間厚生年金保険の被保険者期間であるため、当該月の月末を初診日と認定しています。</li> </ul>

事 例 2	<p>(概要)</p> <p>請求：平成 27 年 11 月        請求傷病：統合失調症        申立て初診日：平成 2 年 11 月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2 番目に受診した平成 4 年 10 月初診の B 医療機関（受診期間：平成 4 年 10 月～平成 23 年 5 月）の受診状況等証明書に、「非定型精神病の疑い。平成 2 年 5 月頃から被害妄想や周囲への過敏性を認めた。当時は自然軽快したが、同年 11 月より同様の症状認め、近医（A クリニック）で抗精神病薬開始となった」との記載があり、平成 2 年 11 月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成 2 年 11 月頃）を認め、月末の平成 2 年 11 年 30 日を初診日とした。</p> <p>(ポイント)</p> <p>相当因果関係を認めて初診日を判断した事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 医療機関に受診した期間は請求日より 5 年以上前であり、提出された受診状況等証明書は「初診時の診療録」より作成されたものであるため、請求日より 5 年以上前に作成された資料（診療録）に基づき作成されたものであることが確認できます。</li> <li>・ 請求傷病「統合失調症」と「非定型精神病疑い」の相当因果関係を認めただうえで、A クリニックの受診を初診としています。</li> </ul>
-------------	--

**（1）資料解説**

転居により今まで受診していた医療機関を変更する場合や、別の医療機関においてより高度な医療を受ける場合などの際は、受診していた医療機関から紹介状や診療情報提供書が発行されます。

この場合、次に受診した医療機関に、前医からの紹介状や診療情報提供書が保管されている場合があります。

**（2）初診日を認めるポイント**

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

**（3）注意事項**

- ・紹介状（診療情報提供書）を作成した医療機関よりも前に別の医療機関で受診していたことが記載されている場合は、「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。
- ・どの医療機関がいつ記載したものかについて、明確に確認する必要があります。

## (1) 資料解説

身体障害者手帳等の交付を受けている場合、診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口（障害福祉課・高齢障害福祉課など）にて「身体障害者手帳等の申請時の診断書」の写しの交付を受けることができます場合があります。

診断書に初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

## (2) 初診日を認めるポイント

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

## (3) 注意事項

・身体障害者手帳等の申請時の診断書を作成した医療機関以前に受診していたことが記載されている場合は、「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。

資料の種類 4	身体障害者手帳等
---------	----------

(1) 資料解説

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳では、交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等が確認できます。更新前の手帳も参考になります。

(2) 初診日を認めるポイント

交付年月日より前の日付が確認できる診察券や医療機関の受付簿等とセットで初診日を認定するなど、他の資料との組み合わせで初診を認定することができます。

(3) 注意事項

- ・ 取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・ 20歳前に身体障害者手帳等が交付されている場合は、「20歳前の受診が確認できる場合」により初診日を判断します。

事例 1	大腿骨骨折による左下肢機能全廃の身体障害者手帳（交付日：平成4年11月24日）と、傷病名の記載がない整形外科の診察券（初診日：平成4年7月10日）の組み合わせにより、平成4年7月10日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	脳出血後遺症による右上肢・下肢機能障害の身体障害者手帳（交付日：平成18年8月9日）と、入院記録より記載された受診状況等証明書（入院期間：平成18年3月31日～5月15日 傷病名、診療担当科不明）、救急搬送により即日入院したとの本人の申立ての組み合わせにより、平成18年3月31日を初診日として認定した。
---------	--

資料の種類 5	医療機関の受付簿等
---------	-----------

(1) 資料解説

カルテ等の証明書類が不存在により治療内容及び経過が不明であっても、医療機関の受付簿等の証拠書類により初診日を確認する手がかりとなります。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・ 医療機関の証明する初診年月日が受診受付簿等医療機関の記録に基づいての記載であるか確認してください。
- ・ 請求傷病と関係のある診療科の記載があるか確認してください。
- ・ 身体障害者手帳等の交付日とセットで初診日を認定するなど、原則（受診していたと推測できる場合）他の資料との組み合わせで初診日を認定することができます。

(3) 注意事項

- ・ 請求傷病と関係のある診療科の受診を確認できない場合は初診日を確認できる資料とはできません。
- ・ 取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・ 他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

事例 1	平成 27 年 12 月統合失調症にて請求。受診状況等証明書が添付されているが、治療内容及び経過の概要については不明。医療機関が管理する新患名簿の写しより傷病名「S z（精神分裂症）」、初診年月日は昭和 57 年 7 月 3 日と記載があり、昭和 57 年 7 月 3 日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	平成 27 年 11 月統合失調症にて請求。初診医療機関の医証はないが、初診医療機関の確認印がある受診受付簿の写しに、初診（平成 16 年 11 月 9 日）の記載あり。受診受付簿の写しにおいて、「傷病名は不明」と記載されているが、受診医療機関が精神単科であること、初診日が診断書の初診日と一致することから、平成 16 年 11 月 9 日を初診日とした。  (ポイント) 受診医療機関が精神単科であることから請求傷病と同一であるとして初診日を認定しています。受付簿等の写しは医療機関の確認印があることが望ましいです。
---------	--

## (1) 資料解説

診療録が残っていないことや医療機関の廃院により受診状況等証明書が添付できず、診断書の写し等も添付できない場合については、初診日や診療日（場合によっては担当医）の記載がある受診当時の診察券を参考資料の一つとします。

## (2) 初診日を認めるポイント

・診療科と初診年月が確認できる必要があります。医学的見地から請求傷病により受診した可能性が高いと考えられる場合は参考となる他の資料がなくとも認定して差し支えありません。

（例：請求傷病が統合失調症で、診察券が精神科のものである場合）

・内科や耳鼻科などの傷病名を特定しにくい診察券であっても、参考となる他の資料とあわせて初診日を認定してください。本人申立て初診日について医学的見地から妥当な時期であると認定医が判断した場合、初診日を認定する資料として差し支えありません。

## (3) 注意事項

- ・診療科が数多くある総合病院や大学病院等の診察券の場合は、受診している科の名前がきちんと記載してあるか確認してください。
- ・診療科や初診年月が不明であったり、請求傷病と関係のない診療科であったりする場合は、初診を確認するための資料とはなりません。
- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の診断書の写しなどから初診が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

診察券の例

# 診察券

〇〇 〇〇〇 殿 〇才

初診日 H18年 10月 29日

①	②	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

ご来院の際は本券を受付にご提出下さい。  
月が変わるたび受付に保険証を提示して検印を受けてください。

こころのクリニック

事例 1	通院していた病院が廃院のため、受診状況等証明書が添付できず、参考資料として診察券を添付した事例。審査の結果、平成18年10月29日を初診日として統合失調症で2級と認定された。この診察券は精神科のみの病院が発行したため、受診した科が明らかなケースとなる。
---------	--

診察券の例

<b>診 察 券</b>	
カルテ番号 1234	T. S. H 〇年 〇月 〇日
〇〇 〇〇〇 殿	
初 診 平成 7年 4月 25日	
〇 〇 耳鼻咽喉科	

事 例 2	カルテ等の診療録が残っていないため、診察券の初診日と記載されている平成7年4月25日を初診日とし、両側感音性難聴で2級と認定された。この診察券には耳鼻咽喉科に受診したことが確認でき、請求傷病にて受診したと推認できることから証明書類の一つとして扱った。
-------------	---

**(1) 考え方の解説**

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料より明らかである場合は、本人の申立てにより初診日を推認します。

**(2) 初診日を認めるポイント**

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料（身体障害者手帳等の交付日等）により明らかである場合、初診日の判断にあたり年金請求書及び病歴・就労状況等申立書等に記載してある本人の申立てた初診日を確認し、他の書類と比較して不整合が無い場合は、その日を初診日と判断し、20歳前障害基礎年金を裁定してください。

**(3) 注意事項**

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは整備してください。
- ・20歳より前に受診していることが明らかであるかどうかの判断は、認定医の医学的判断が必須です。

<p>事例 1</p>	<p>平成27年12月(29歳時)に「てんかん精神病」で請求。本人が申立てた初診日(平成8年12月頃)は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかった。しかし、3番目に受診した医療機関に係る「受診状況等証明書」から、平成12年7月9日(14歳時)に受診していることが確認できたことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>本人申立て初診日が「平成8年12月頃」のため、認定する初診日は月末の平成8年12月31日となります。</p>
-----------------	--

<p>事例 2</p>	<p>平成27年12月(37歳時)に「両側感音性難聴」で請求。本人が申立てた初診日(昭和56年3月頃)は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかったが、「身体障害者手帳(写)(傷病名:感音性難聴 2級)」が6歳時に交付されており、少なくとも20歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>身体障害者手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関に受診していることが推認できます。この場合、身体障害者手帳に記載されている傷病名等を確認し、同一傷病であることを確認してください。同一傷病であることが確認できない場合は、申請時の診断書(写)等を確認し、身体障害者手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
-----------------	--

<p>事例 3</p>	<p>平成27年10月(21歳時)に「広汎性発達障害」で請求。本人が申立てた初診日(平成17年10月23日)は、受診していた医療機関が廃院していることから医療機関の証明は提出できなかった。しかし、「精神保健福祉手帳申請時の診断書(写)」より、少なくとも20歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>精神保健福祉手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関に受診していることが推認できますが、請求傷病と相当因果関係がある傷病により精神保健福祉手帳が交付されているかを確認するために、申請時の診断書(写)等を確認し、精神保健福祉手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
-----------------	---

資料の種類 8

その他

(1) 資料解説

診療録等の証明書類が残っていない場合、請求傷病と関連のある傷病の記載がある資料があれば参考資料の一つとして取扱うかどうか確認します。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・初診日が特定できる場合、参考となる他の資料がなくとも初診日を確認するための参考資料となる場合があります。
- ・身体障害者手帳等の交付日等、参考となる他の資料とあわせて初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

(3) 注意事項

- ・取得可能な医証から初診日が確認できない場合のみ、審査の参考資料としてください。

## 資料の例

### ①臨床調査個人票

→ 難病医療費助成制度を都道府県へ申請する際に添付する診断書です。発病日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ②生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書

→ 保険金等を請求する際に添付する診断書です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ③救急傷病者搬送証明書

→ 消防署等で交付される、救急車で搬送されたことの証明です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ④交通事故証明書

→ 自動車安全運転センター事務所等で交付される交通事故が発生したことの証明です。障害の原因が交通事故である場合、交通事故証明書により事故発生年月日を確認できるため初診日を確認するための参考資料となります。ただし、警察への届出のない事故については、交通事故証明書は発行されません。

### ⑤交通事故等が掲載されている新聞記事

→ 新聞記事の事故発生日や事故の当事者等の記載内容から、交通事故証明書が取得できない場合であっても、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ⑥入院治療計画書（クリニカルパス）

→ 医療機関が入院治療を行うにあたり、症状、傷病名及び治療計画等を事前に患者やその家族に示す計画書です。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ⑦退院時要約（サマリー）

→ 医療機関が、患者が退院する際に作成するものです。入院から退院までの経過・治療内容を要約したもので、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ⑧手術承諾書

→ 医師が傷病名、手術等実施内容及びその必要性等を説明したうえで、手術等を実施することに対する同意書類で、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑨お薬手帳

→ 処方薬名、処方年月日、処方箋を発行した医療機関名が記載されています。処方された薬の詳細が記載されていることから、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑩糖尿病手帳

→ 医療機関において配付しており、受診状況、検査結果、治療内容及び療養の指導等の内容を確認することができます。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑪母子手帳

→ 妊娠からの経過を記載することとなっており、血圧や浮腫、尿蛋白の測定結果等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑫医療機関発行の領収書

→ 診療科名、診療内訳及び受診日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑬レセプト（診療報酬明細書）

→ 保険医療機関や保険薬局が保険者に請求する医療費の明細書で、傷病名等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑭生活保護台帳

→ 市町村において作成するもので、障害者手帳の交付年月日等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑮小学校・中学校等の健康診断の記録や成績通知表

→ 小・中学校等の健康診断の記録や成績通知表の担任教師により、先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑯盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書

→ 先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

※ 保存期間などの理由により、入手ができない場合があります。

※ 医療機関など資料の作成元により記載されている内容が異なります。

※ 発行手数料など本人負担が生じる場合があります。

**考慮事項 1****第三者証明書（20歳以降に初診日がある場合）****(1) 資料解説**

- ・「第三者」とは、請求者の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

**(2) 初診日を認めるポイント**

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）があります。聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いていたことが必要となります。
- ・第三者が初診日頃の受診状況を直接把握できる立場の医療従事者であった場合は、当該第三者証明のみで初診日を認めることができます。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

**<第三者証明の確認ポイント>**

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃の症状の経過、日常生活や就労への支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

**(3) 注意事項**

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者の証明書（20歳以降の初診日の障害に係るもの）は、当該資料単独では初診日の認定は行わず、健診結果など参考となる他の資料とあわせて、初診日が妥当であるか判断してください。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事 例 1	<p>平成 28 年 5 月（31 歳時）に「双極性障害」で請求。本人が申立てた初診日（平成 20 年 8 月頃）は、当時の医療機関が廃院となっており、医療機関の証明は提出できなかった。このため、請求者は、近隣住民と友人の「第三者証明」及び当時受診していた精神科クリニックの「診察券（写）」に記載された発行年月日（平成 20 年 8 月 3 日）を提出したことから、本人が申し立てている平成 20 年 8 月頃を認め、平成 20 年 8 月 3 日を初診日とした。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診時期については「年」及び季節「夏頃」と確認することができた。加えて、診療科が確認できる「診察券（写）」より「平成 20 年 8 月 3 日」に受診を開始していることが確認できることから、これを勘案して初診日を「平成 20 年 8 月 3 日」と判断した。</p> <p>① 受診時期       ：平成 20 年 8 月頃</p> <p>② 聴き取り時期：診察当時</p> <p>③ 傷病の概要   ：大学卒業後に就職したが、入社後数か月で体調を崩し、休職したのち退職した。</p>
-------------	--

<近隣住民の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 20 年夏頃

（当時の状況）

請求者は、自分の子供と同級生であったため、小さい頃から見知っている。大学卒業後の平成 20 年に就職したと聞いたが、その年の夏頃に顔を合わせた際、憔悴した様子であった。請求者の母親に聞いたところ、仕事や人間関係で悩んでおり、精神科の病院に通っており、医師の指示で休むようになったとのことであった。

<友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 20 年 8 月頃

（受診医療機関）〇〇メンタルクリニック

（当時の状況）

私は〇〇メンタルクリニックに受診しており、請求者とは待合室で何度か顔を合わせるうちに話をするようになった。請求者からは、当時、就職したものの会社の雰囲気についていけず、体調を崩し、平成 20 年 8 月から通院するようになったと聞いた。また、その後、その会社は退職したと聞いた。

事例1の診察券

診 察 券

氏 名 ○○ ○○ 殿

生年月日 年 月 日

カルテ番号 123456

平成 20 年 8 月 3 日 発行

○○メンタルクリニック

事  
例  
2

平成 27 年 11 月（35 歳時）に「統合失調症」で請求。本人が申立てた初診日（平成 18 年 8 月 3 日）は、医療機関が廃院しているため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時の診察していた医師の「第三者証明」により本人が申し立てている初診日が明らかであることから単数の第三者証明で「平成 18 年 8 月 3 日」を初診日として認定した。

（ポイント）

初診日時点で診察していた医師による証明であり、次の①～③の内容について詳細な記述があり、病歴や治療経過と整合性があると判断されたため、単数の第三者証明で初診日を認定しました。

- ① 受診時期 : 平成 18 年 8 月 3 日
- ② 直接的に見て : 初診日当時  
認識した時期
- ③ 傷病の概要 : 統合失調症と診断し、外来治療を行う。その後、症状が増悪したことから他院を紹介する。

<初診日時点で診察していた医師の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 18 年 8 月 3 日

（初診医療機関名）○○メンタルクリニック

（当時の状況）

○○メンタルクリニックにおいて、平成 18 年 8 月 3 日初診の○○さんを診察し、統合失調症と診断しました。その後、外来治療を行いました。症状が増悪したため、平成 18 年 10 月 10 日に入院目的で▲▲病院に紹介しました。（※初診時所見、外来の治療内容等について詳細な記述あり。）

**考慮事項 2****第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）****（1）資料解説**

- ・「第三者」とは、本人の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

**（2）初診日を認めるポイント**

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・初診日を証明する書類が第三者証明のみであっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）がありますが、聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いたことが必要となります。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

**<第三者証明の確認ポイント>**

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期又は20歳前の受診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃又は20歳前の症状の経過、日常生活の支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

**（3）注意事項**

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例 1	<p>平成 27 年 11 月 (54 歳時) に「関節リウマチ」で請求。本人が申立てた初診日 (昭和 52 年 7 月頃) は、診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時通学していた高校の担任及び同級生の「第三者証明」に記載された傷病の発生日等から、本人が申立てている昭和 52 年 7 月頃を認め、昭和 52 年 7 月 31 日を初診日とした。</p> <p>(ポイント)</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診した「年」と季節は確認することができた。また、友人の申立てた「第三者証明」に「昭和 52 年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。」との記載があることを勘案して、初診日を「昭和 52 年 7 月頃」と判断した。</p> <p>① 受診時期 : 昭和 52 年頃</p> <p>② 聴き取り時期 : 診察当時</p> <p>③ 傷病の概要 : 左膝関節硬直により、体育の授業は見学しており、そのための診断書を高校に提出している。</p>
---------	--

<当時の担任の第三者証明の内容>

(初診日と思われる年月日) 昭和 52 年頃

(受診医療機関名) 〇〇病院

(当時の状況)

昭和 52 年 4 月より、◎◎高等学校で□□さんの学級担任をしておりました。当時、〇〇病院への通院による遅刻・早退がありました。また、体育の授業では診断書(病名:左膝関節硬直)を提出して見学していました。

<当時の友人の第三者証明の内容>

(初診日と思われる年月日) 昭和 52 年夏頃

(受診医療機関名) 〇〇病院

(当時の状況)

昭和 52 年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに、〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。膝に負担がかからない様、包帯を巻いて固定されていました。また、バス通学の乗り降りは不自由そうでした。その後も体育の授業はいつも見学していました。

事例 2	<p>平成27年11月（59歳時）に「症候性てんかん」で請求。本人が申立てた初診日（昭和50年10月20日）は診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかったが、当時のアルバイト先の雇主及び友人の「第三者証明」により本人が申立てている初診日が妥当であると判断し、昭和50年10月20日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認し、病歴や治療経過を確認の上、申立の整合性が妥当であるかを確認した。</p> <p>① 受診時期 : バイク事故日</p> <p>② 聴き取り時期 : 事故当時</p> <p>③ 傷病の概要 : 事故後、1年程度入院し、その後てんかん発作を起こしている。</p>
---------	--

<当時の雇主の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和50年10月20日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

19歳時、バイク事故を起こした当時は、アルバイトの雇用主であった。事故後、〇〇病院に12カ月入院し、その後▲▲病院に2～3カ月程度通院していた。通院期間中も、仕事に度々てんかん発作を引き起こし、病院にかつぎこまれることがあった。

<当時の友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和50年10月20日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

バイク事故を起こした後、〇〇病院に1年程入院していた。その後▲▲病院に2～3カ月程度通院していた。その当時、一緒にいる時にてんかん発作を引き起こして病院に運ばれることがありました。

**考慮事項3** 一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合

**(1) 考え方の解説**

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで同一の公的年金制度加入期間となっており、かつ、いずれの時点においても保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人の申立て初診日を認定することができます。

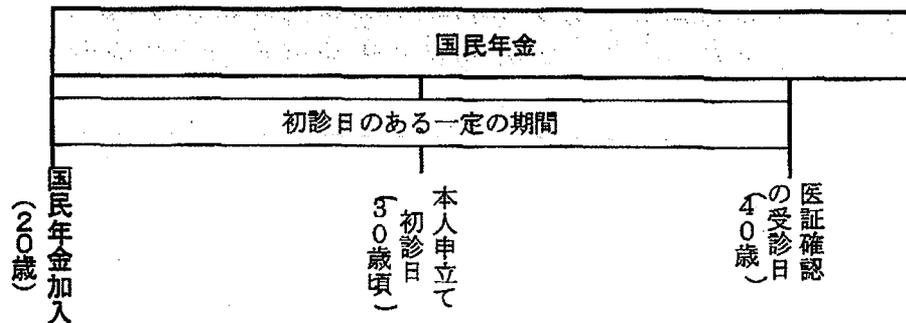
**(2) 初診日を認めるポイント**

初診日に関する参考資料や診断書より確認できる現在の症状等より、請求傷病の初診日が一定の期間内にあると認定を確認できた場合、当該期間のどの時点でも、同一の公的年金制度（国民年金のみなど）の加入期間であって、かつ保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間内の本人の申立ての初診日を初診日として認定してください。

**(3) 注意事項**

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②事後重傷請求であっても、初診日確認のため、過去の症状の経過を確認する必要があると判断された場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ③未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例) 請求時年齢 : 45歳(男性)  
 請求傷病 : 網膜色素変性症  
 一定の期間 : 国民年金の加入日(20歳)から医証確認の受診日まで  
 国民年金納付状況 : 全期間納付  
 厚生年金加入 : なし  
 本人申立初診日 : 30歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)  
 一番古い資料 : 40歳時の8月30日に初めて受診した医療機関の請求時の  
 診断書  
 認定初診日 : 30歳の12月31日



事例 1

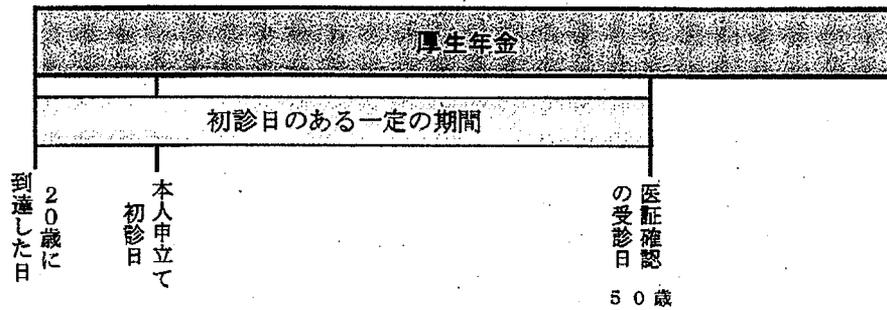
判定)

本人申立てによれば、20歳で旅館に就職した後、ずっと送迎バスの運転手をしてきた。30歳頃、バス運転中夜間に物が見えにくいことに気が付き、眼科を受診したものの治療方法が具体的になかったため放置していた。40歳時に運転困難のため送迎バスの担当から外れたとのこと。

職種が運転手であったことから就業前の初診は考えにくいため、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(国民年金の加入日)と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)  
 請求傷病 : 両変形性股関節症  
 一定の期間 : 20歳到達日から医証確認の受診日まで  
 国民年金納付状況 : 全期間厚生年金加入  
 厚生年金加入 : 20歳から現在まで  
 本人申立初診日 : 25歳の10月頃(日が不明のため、31日とみなす)  
 一番古い資料 : 50歳時の7月20日に初めて受診した医療機関の請求時の  
 診断書  
 認定初診日 : 25歳の10月31日

事例  
2



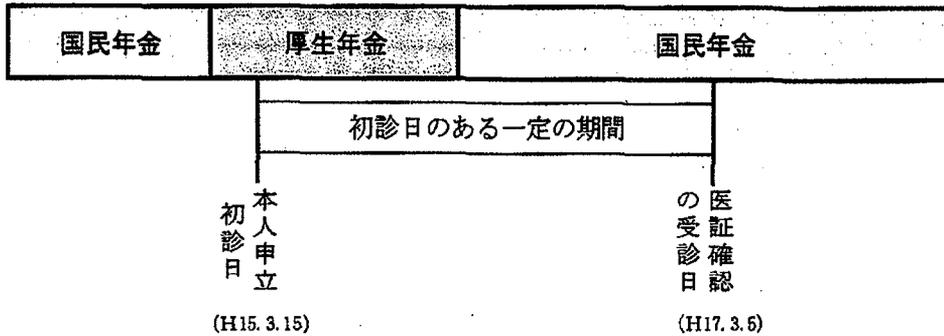
判定)

本人申立てによれば、25歳時に第2子を妊娠中に転倒し、股関節痛が残ったため産婦人科に相談したが、出産後しばらくして痛みは治まったため、以後50歳まで未受診とのこと。

先天性股関節疾患用の調査票でも20歳までの受診をうかがわせる記述はないことから、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(厚生年金の加入日)と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては、厚生年金のみの加入であり、厚生年金加入時から医証で確認できる受診日までのどの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 30歳(男性)  
 請求傷病 : てんかん  
 一定の期間 : 平成15年3月15日から平成17年3月5日  
 国民年金納付状況 : 未納あり  
 厚生年金加入 : 履歴なし  
 本人申立初診日 : 平成15年3月15日  
 一番古い資料 : 平成17年3月5日に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 本人申立て初診日(平成15年3月15日)

事例  
3



1番目の医療機関における受診状況等証明書がないものの、2番目の医療機関(平成17年3月5日受診)における受診状況等証明書には、1番目の医療機関における受診に関する記載(平成15年3月に発作後受診)があったことから、初診日がある一定の期間の始期については平成15年3月と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去の時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日(平成15年3月15日)を妥当と認めた。

**考慮事項 4****一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合****(1) 考え方の解説**

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで異なる公的年金制度に加入（国民年金、厚生年金又は20歳前の期間など）となっており、かつ、保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料（第三者証明など）とあわせて初診日を認定することができます。

**(2) 初診日を認めるポイント**

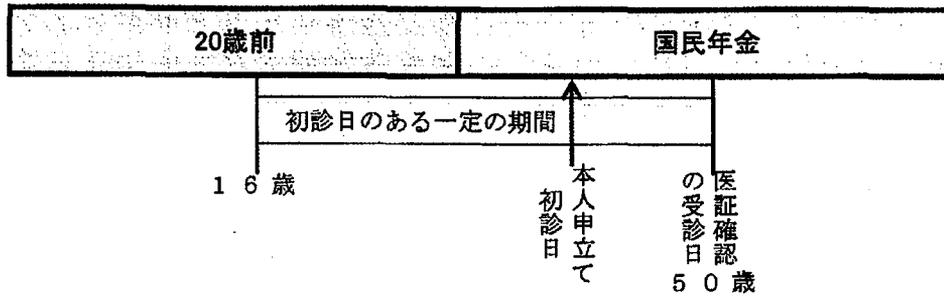
一定の期間内に国民年金の加入期間、厚生年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の期間が混在する場合、本人申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日と認定してください。ただし、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間、20歳前の期間、又は60歳から65歳の待機期間である場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、本人申立ての初診日を初診日として認定してください。

**(3) 注意事項**

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②参考となる他の資料により、初診日が具体的に特定できない場合であっても、少なくとも、初診日がどの公的年金制度に加入しているか特定できる内容であることが必要です。
- ③事後重症請求であっても、初診日判定のため、症状の経過を確認する必要がある場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ④未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)  
 請求傷病 : 統合失調症  
 一定の期間 : 10代後半から20代  
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり  
 厚生年金加入 : なし(国民年金のみ)  
 本人申立初診日 : 22歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)  
 一番古い資料 : 50歳時の6月10日に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 22歳の12月31日

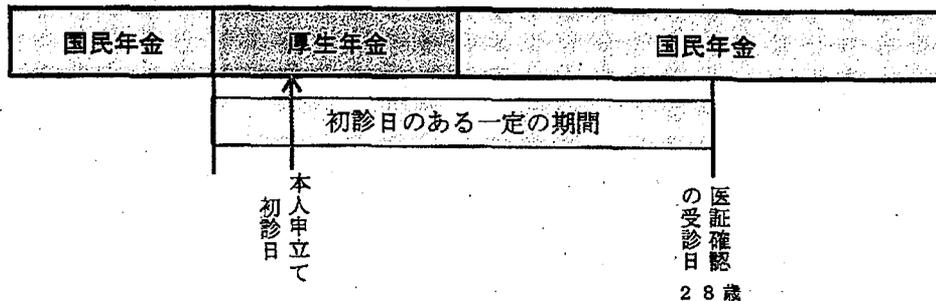
事例  
1



判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、統合失調症の発症は10代後半から20代にピークがあり、男性よりも女性のほうが発症の年齢がやや遅めであり、進学・就職・独立・結婚など、人生の進路における変化が発症のきっかけとなりやすい」との回答があったことから、初診日がある一定の期間の始期については16歳と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては、国民年金の加入期間又は20歳前の期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしており、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間中であることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)  
 請求傷病 : 統合失調症  
 一定の期間 : 厚生年金加入時(21歳)から28歳  
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり  
 厚生年金加入 : 履歴あり  
 本人申立初診日 : 22歳の秋頃  
 一番古い資料 : 28歳時に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 22歳の11月30日

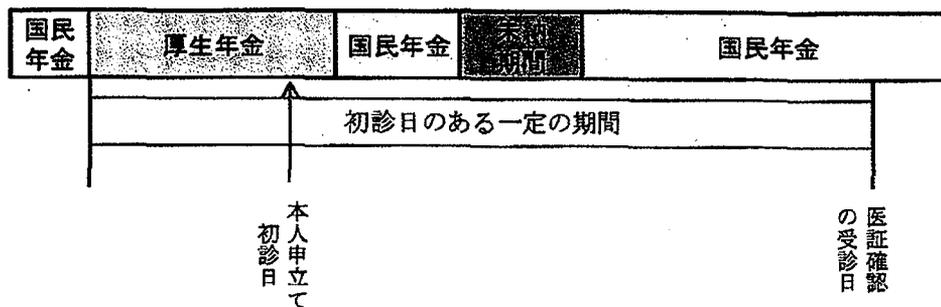


事例 2

判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、就労時の人間関係のトラブルによる発症が妥当と考えられる」との回答があることから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから友人や隣人による「第三者証明」を確認し、22歳頃の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 39歳 (男性)  
 請求傷病 : 網膜色素変性症  
 一定の期間 : 平成3年4月 (厚生年金加入時) から平成19年6月3日  
 国民年金納付状況 : 未納あり  
 厚生年金加入 : 履歴あり (平成3年4月～平成7年3月)  
 本人申立初診日 : 平成6年12月頃  
 一番古い資料 : 平成19年6月3日に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 本人申立て初診日 (平成6年12月31日)



事例  
3

本人申立ての初診日は、厚生年金保険加入中の平成6年であり、医証として確認できる最も古い受診日は、国民年金第3号被保険者期間中の平成19年6月3日であった。職種が工場での検品作業であったことから、傷病の内容より就業前の初診は考えにくいとの認定医の判断もあったことから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。

本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから、友人や当時の同僚による「第三者証明」を確認し、平成6年頃の就業中の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。